

指導が不適切な教員の認定等に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第8号

### 指導が不適切な教員の認定等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）への指導を行わせることが適当でない教員であって、法第25条の2第1項の指導改善研修によって指導の改善が見込まれるものと/orをいう。

#### (指導の状況の把握)

第3条 校長は、日常の観察及び児童等又は保護者からの意見等から、教員の児童等に対する指導の状況を把握するものとする。

2 市町教育委員会（市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会をいう。以下同じ。）及び県教育委員会は、指導主事等による観察、面談等により、教員の児童等に対する指導の状況を把握するものとする。

#### (教員への支援)

第4条 校長は、児童等に対する指導が十分でないと認める教員に対して、指導、助言その他の支援を行うものとする。

#### (市町教育委員会への報告)

第5条 市町教育委員会が所管する学校の校長は、前条の支援によってもなお児童等に対する指導が十分でないと認める教員について、当該学校を所管する市町教育委員会に報告するものとする。

2 市町教育委員会は、前項の規定による報告がない場合であっても、必要と認めるときは、所管する学校の校長に対して、同項の規定による報

告を求めることができる。

(指導が不適切な教員の認定の申請)

第6条 市町教育委員会は、その所管する学校の校長から前条第1項の規定による報告があった場合において、指導が不適切な教員に該当すると認めるとときは、県教育委員会に指導が不適切な教員の認定の申請をするものとする。

2 県立学校の校長は、第4条の支援によってもなお児童等に対する指導が十分でないと認める教員について、指導が不適切な教員に該当すると認めるとときは、県教育委員会に指導が不適切な教員の認定の申請をするものとする。

3 県教育委員会は、前2項の規定による申請がない場合であっても、必要と認めるときは、市町教育委員会又は県立学校の校長（以下「市町教育委員会等」という。）に対して、前2項の規定による申請を求めることができる。

(指導が不適切な教員の認定)

第7条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、県教育委員会が定める基準に基づき、法第25条の2第1項の規定により指導が不適切な教員の認定を行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定を行ったときは、その旨及びその理由を市町教育委員会等を通じて当該認定に係る教員に書面により通知するものとする。

(指導の改善の程度に関する認定)

第8条 県教育委員会は、法第25条の2第1項の指導改善研修を受けることとなった教員について、当該研修の終了時において、同条第4項の規定により児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(意見陳述の機会の付与)

第9条 県教育委員会は、第7条第1項及び前条第1項の認定に当たっては、当該認定に係る教員に書面又は口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

(専門的知識を有する者等からの意見聴取)

第10条 県教育委員会は、第7条第1項及び第8条第1項の認定に当たっては、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聞くものとする。

2 前項の規定により意見を聽かれた者は、県教育委員会からの意見聴取に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、指導が不適切な教員の認定等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。